

条件付一般競争入札公告

下記の工事について、事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和7年7月22日

高梁市長 石 田 芳 生

1 入札に関する事項

|                        |                                                                               |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 工事番号               |                                                                               |
| (2) 工事名                | 令和7年度 地域優良賃貸住宅整備事業<br>川面地域優良賃貸住宅新築工事(建築主体工事)                                  |
| (3) 工事場所               | 高梁市 川面町 地内                                                                    |
| (4) 工事概要               | 建物概要【B棟】<br>木造2階建て(床面積:91.91㎡)                                                |
| (5) 工 期                | 契約締結の日から令和8年3月13日                                                             |
| (6) 入札方法               | 電子入札(高梁市建設工事等電子入札実施要綱に基づき実施)                                                  |
| (7) 予定価格               | 事後公表                                                                          |
| (8) 最低制限価格・<br>低入札価格調査 | 低入札価格調査                                                                       |
| (9) 契約の保証              | 要 (請負代金の10%以上)                                                                |
| (10) 支払条件              | 前払金 有(請負代金の40%以内で請求可能)<br>中間前払金 請負代金が1000万円以上のときは選択可能<br>(請負代金の20%以内)         |
| (11) 建設リサイクル法          | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられています。 |
| (12) 開札執行              | 日 時 令和7年8月7日(木) 9時00分から<br>場 所 高梁市役所総務部監理課                                    |
| 担当窓口                   | 高梁市役所 総務部 監理課<br>716-8501 高梁市松原通2043番地<br>電話:0866-21-0235 FAX:0866-21-0262    |

## 2 入札参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 入札参加資格の区分                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| この公告日において、高梁市建設工事請負契約入札参加資格審査要領第6条の規定に基づく入札参加資格を有する者であり、かつ、この公告日から開札日までに高梁市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。                                                                                                                                      |  |
| 入札参加資格業種                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 建設業法に定める、建築一式工事に係る建設業の許可を受けていること。                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 業者格付                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 建築一式工事でランク付けした高梁市内のA、B、C級<br>(入札参加有資格者のランク付けは高梁市監理課において閲覧できます)                                                                                                                                                                                                  |  |
| 営業所等の所在地に関する条件                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 高梁市内に本社又は本店を有する者であること。                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| 技術者                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| ①対象工事に関し、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置できること。<br>②入札参加資格者と直接雇用関係にある者であること。                                                                                                                                                                                             |  |
| 施工実績等                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 平成22年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した建築一式工事を、元請として受注・契約し、工事を完了した実績を有すること。                                                                                                                                                                                                 |  |
| その他                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。<br>・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。<br>・破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。<br>・建設業法第28条の規定による営業停止を受けていないこと。 |  |

## 3 入札手続き等に関する事項

|              |                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------|
| (1)設計図書の閲覧   | 電子入札システムからダウンロード<br>設計図書のダウンロードは、入札における必須条件であるため注意すること。 |
| (2)設計図書の閲覧期間 | 令和7年8月6日(水) 8時55分 まで                                    |
| (3)質疑受付      | 令和7年7月31日(木) 正午 まで<br>電子入札システムの質問回答により提出すること。           |
| (4)入札受付期間    | 令和7年8月6日(水)9時 から<br>令和7年8月7日(木)8時55分 まで                 |

#### 4 入札条件等に関する事項

|              |         |                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入 札<br>条 件   | 入札保証金   | 免除                                                                                                                                                                                                                       |
|              | 入札回数    | 2回まで                                                                                                                                                                                                                     |
|              | 入札参加者   | 入札参加者の数が2者に満たないときは、入札を中止する。                                                                                                                                                                                              |
|              | 入札価格内訳書 | 要添付<br>・内訳書の工事価格（税抜き）と入札金額が一致していない等不備がある場合は失格とする。                                                                                                                                                                        |
|              | 入札の無効   | 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行ったものは失格として取り扱うものとする。なお、失格者の2回目の入札への参加を認めない。<br>高梁市建設工事等電子入札実施要綱第16条の各号のいずれかに該当する者がした入札<br>申請書等に虚偽の記載をした者がした入札<br>入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止の措置を受けた者のした入札<br>入札参加資格要件又は事後審査その他において無効とされる行為を行った者のした入札 |
| 落札候補<br>者の決定 | その他     | 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額（税抜価格）で入札すること。<br>入札参加者は、入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。                                                                                                 |
|              | 決定方法    | 入札価格が失格基準価格以上かつ、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者の内、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。<br>ただし、低入札価格調査において、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者は、失格とする。                                                                                            |
|              | 同価の取扱い  | 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじによって落札候補者及び次順位の者を決定する。                                                                                                                                                     |
|              | 決定通知    | 落札候補者となったものには、電子入札システムによる電子メールによって通知する。                                                                                                                                                                                  |

#### 5 確認申請及び事後審査等に関する事項

|      |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 事後審査 | 落札候補者決定後、落札候補者からの確認申請に基づき、落札者決定のための資格確認及び審査を行う。                               |
| 提出書類 | ①条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)                                                    |
|      | ②施工実績調書(様式第2号)                                                                |
|      | ③配置予定技術者調書(様式第3号)                                                             |
|      | ④上記①～③に伴う添付書類                                                                 |
| 提出先  | 監理課へ持参のうえ提出すること。                                                              |
| 提出期限 | 提出を指示した翌日から起算して3日以内(市の休日は除く。)期限までに提出されないときは、当該落札候補者のした入札は無効とし、次順位の者を落札候補者とする。 |

|       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 申請書様式 | ホームページからダウンロード                             |
| 落札決定  | 審査の結果、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしている場合には、落札決定とする。 |

- 6 その他
- ・この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
  - ・談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札（開札）を延期又は中止する。
  - また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合は、その入札の全部を無効とする。なお、入札の中止等に至った場合において、本市に対して、見積に係る費用その他入札に係る一切の費用や損害賠償請求をすることができない。
  - ・申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止等の措置を行うことがある。
  - ・申請者が確認申請時において配置予定技術者として申請したものは、死亡、傷病、退職等のやむを得ない事由がある場合を除き、この工事の主任技術者等として配置しなければならない。
  - ・契約保証金については、現金、銀行等の金融機関の保証、前金払保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険による保証のいずれかによるものとする。
  - ・前金払を受けようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を提出すること。
  - ・入札結果の公表は、落札決定後に行う。